

## 呉市ふれあいリバー推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、呉市が管理する河川及び水路（以下「市管理河川等」という。）において、市民と行政が協働して行う清掃活動を推進し、もってボランティア活動の活性化及び市管理河川等に関する地域環境の維持向上を図ることを目的とする。

### (呉市ふれあいリバー推進団体の認定等)

第2条 市長は、清掃活動を推進することが適當と認める団体を呉市ふれあいリバー推進団体（以下「推進団体」という。）に認定することができる。

2 推進団体の認定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる図書等を添付して、推進団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 推進団体構成員の名簿（様式第2号）
- (2) 推進団体清掃等活動計画書（様式第3号）
- (3) 清掃等活動地域を示す図面
- (4) その他市長が必要と認めて指示した書類

3 市長は、推進団体として認定したときは、推進団体認定書（様式第4号）を団体の代表者に交付する。

4 推進団体は、推進団体の活動に関する覚書（様式第5号）に基づき活動することとする。

5 推進団体が申請書及び添付書類の内容を変更するときは、推進団体変更届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

6 推進団体が解散若しくはその活動を中止するときは、推進団体廃止届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

7 推進団体の認定期間は、推進団体廃止届が提出される日までとする。ただし、市長が不適当と認めたときは、認定を取り消すことができる。

### (構成員)

第3条 構成員は、前条第2項第1号の名簿に記載された者で市内に在住又は通勤・通学する20歳以上の者とする。ただし、市長が活動に支障のないものとみなした場合は、20歳未満の者を構成員とすることができる。

2 構成員は、無報酬のボランティアとする。

3 構成員は、推進団体の認定期間内であっても、その認定を取り消されたとき又は廃止届を提出したときは、その身分を失う。

### (推進団体の活動)

第4条 推進団体の活動は、推進団体清掃等活動計画書に基づき、日時、場所等市長と協議の上実施するものとする。

2 推進団体は、必要により活動実績報告書（様式第8号）を市長に提出することができるものとする。

3 市長は、前項の活動実績報告書の提出があった場合において、内容を確認し、適正に活動したことを認めたときは、当該確認を終えた活動実績報告書の写しを推進団体に交付するものとする。

(推進団体への支援)

第5条 市は、予算の範囲内において、作業に伴うごみ袋（ボランティア袋）等の物件を支給し、また活動中の事故に備え、保険加入の上その費用負担を行う。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。